

令和2年（2020年）6月16日

熊本市保健所長 様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

医療機関を対象とした「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」について

このことについて、本年4月に連絡しておりますが、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室から6月より事業者を変更した旨の連絡がありましたので改めてお知らせします。

貴所におかれましては、所管の医療機関に周知くださいますようお願いいたします。  
なお、下記2の関係団体には、当課から別途通知していますことを申し添えます。

記

1 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく通訳者の確保が困難な希少言語に対して遠隔通訳サービスを提供する事業

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00002.html)

※ 事業者の変更に伴い、対応言語や事務手続きの連絡先、通訳サービスの電話番号等が変更になっております。

※ 本年5月末までに登録済みの医療機関には、新事業者より事業者の変更及び新たな電話番号を連絡済みです。

2 関係団体

公益社団法人熊本県医師会、一般社団法人熊本県歯科医師会、公益社団法人熊本県薬剤師会、公益社団法人熊本県看護協会、一般社団法人熊本全日病、熊本県公的病院長会、全国自治体病院協議会熊本県支部、一般社団法人日本病院会熊本県支部、一般社団法人熊本県医療法人協会、公益社団法人熊本県精神科協会

【問合せ先】

担当

医療政策課総務・医事班

岡田、田代

電話：096-333-2205（直通）

E-mail okada-k-w@pref.kumamoto.lg.jp